



平成30年8月23日(木)		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	健康推進室 健康増進係	牧村 義和	内線 2548 直通 058-272-8860 FAX 058-278-2624

清流の国ぎふ健康づくり事業の展開について

～「清流の国ぎふ健康ポイント事業」、「清流の国ぎふ健康経営推進事業」を開始～

県では、人口の高齢化が進行する中、誰もが健康で元気に活躍できる社会の実現を目指し、今年度の政策の柱のひとつに掲げる「安全・安心・健康づくり」のもと、「清流の国ぎふ健康づくり事業」を推進しています。

その一環として、9月から、下記のとおり「清流の国ぎふ健康ポイント事業」と「清流の国ぎふ健康経営推進事業」を開始します。

記

1 「清流の国ぎふ健康ポイント事業」

県民一人一人が自主的に健康づくりに参加する環境を整備するため、健康づくりへの参加に応じてポイントを付与し、特典が得られる制度を創設。

(1) 制度の概要	①各種健（検）診の受診や運動教室への参加など、県民の自主的な健康づくりの取組みに対してポイントを付与。 ②所定ポイント獲得後、「ミナモ健康カード」及び「景品の抽選申込書」を交付。 ③県内の協力店で、「ミナモ健康カード」を掲示すると、様々な特典を付与。 ④「景品の抽選申込書」により応募すると、年度末の抽選で健康グッズや県産品を贈呈。
(2) 対象者	本事業参加市町村の住民（年齢等の条件は市町村により異なる。）
(3) 参加市町村	県内37市町村（1市は10月から参加、残る4市町村は平成31年度参加予定）
(4) 健康ポイント付与の対象となる活動	各種健（検）診の受診、運動教室、健康講座など参加市町村が地域の実情に合わせて設定した健康づくり事業
(5) ミナモ健康カード	

※ (3) ～ (5) の詳細は、岐阜県ホームページに掲載しています。

県庁トップ > 子ども・医療・福祉・女性 > 健康 > 生活習慣病対策 > 清流の国ぎふ健康ポイント事業
(URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/seikatsu-shukan/11223/kenkopoint.html>)

